

新型コロナワクチン接種について

1 接種状況（令和4年9月25日現在）

	接種回数※1	接種率 (対人口※2)	備考
1回目	100, 303回	80.49%	小児（5～11歳） 1回目：27.72%
2回目	100, 425回	80.59%	2回目：26.02%
3回目	82, 713回	66.37%	3回目：3.81%
4回目	28, 558回 <u>（※3）100回</u>	22.92%	60歳以上の接種率：75.84%

※1 小金井市に住民登録のある方の全国での接種回数を集計

※2 人口は、令和4年1月1日時点

※3 接種回数のうちオミクロン株対応ワクチンの接種数

2 小金井市のオミクロン株対応ワクチン接種対応

(1) 接種開始時期

ア 4回目未接種者（主に60歳以上）

9月24日（土）から開始

イ 3回目未接種者（12歳以上）

9月29日（木）から開始（アの予約枠が埋まらないため開始前倒し）

ウ 4回目未接種者（12歳から59歳）

10月5日接種券発送。接種券到着後、規定の接種間隔経過後順次開始

エ 2回目終了者（3回目接種券未送付者）

接種券到着後、規定の接種間隔経過後順次開始

オ 5回目対象者

10月中旬接種券発送。接種券到着後、規定の接種間隔経過後順次開始

(2) 接種券

ア 従来ワクチン4回目対象者で4回目未接種者

接種券の一斉発送は行わない。（送付済みの4回目接種券で対応する）

イ 3回目未接種者（3回目接種券発行済み者） 約20,000人

接種券の一斉発送は行わない。（送付済みの3回目接種券で対応する）

ウ 12歳以上で4回目接種券未発送者

約46,000人 10月5日（水）に発送予定

エ 5回目対象者（60歳以上、医療・高齢者施設等従事者、基礎疾患）

約27,000人 10月17日（月）の週に発送予定

10月下旬に3か月間隔へ短縮される想定で、令和4年5月から8月末までに4回目接種を完了した方へ発送

その後は対象月の前月に順次発送予定

オ 2回目接種完了者（3回目未接種者）

接種間隔により対象月となる見込みの前月に順次発送予定

事務連絡
令和4年9月21日

都内各保健所長 殿

東京都福祉保健局感染症対策部長

新型コロナウイルス感染症の発生届限定化に伴う都の対応について

今般、令和4年9月12日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「Withコロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて」（以下、「国事務連絡」という。）により、新型コロナウイルス感染症の発生届出対象の患者（以下、「届出対象患者」という。）が限定されることを受け、届出対象外となる患者（以下、「届出対象外患者」という。）の取扱い等、都における対応を下記の通り取りまとめました。つきましては、関係機関に周知の上、適切に御対応いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、本通知記載以外の事項については、国事務連絡に基づく対応をお願いいたします。

記

【I】 届出対象患者に関する事項

1 発生届の提出が必要な患者について

（1）発生届の対象

①65歳以上の者

②入院を要する者

※診断時点で直ちに入院が必要でない場合であっても、基礎疾患等により、入院の必要が生じる可能性があると医師が判断した場合も含まれる。

③重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な者

又は

重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な者

④妊婦

※ 入院の必要性、重症化リスクの判断に当たっては、乳幼児、小児であること、透析患者、本人から申告された健康診断結果、独居等の社会的要因などの状況を総合的に考慮ください。

【参考】新型コロナウイルス感染後の20歳未満の死亡例に関する積極的疫学調査（第一報）：2022年8月31日現在

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/2019-ncov/2559-cfeir/11480-20-2022-8-31.html>

【③の新型コロナ治療薬の範囲（厚生労働省告示により指定されたもの）】

（令和4年9月20日時点においては、以下の通り）

- 一 ロナプリーブ（カシリビマブ・イムデビマブ）
- 二 ステロイド薬
- 三 ゼビュディ（ソトロビマブ）
- 四 トシリズマブ
- 五 パキロビッド（ニルマトレルビル・リトナビル）
- 六 バリシチニブ
- 七 ラゲブリオ（モルヌピラビル）
- 八 ベクルリー（レムデシビル）

（2）発生届の提出方法

新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（以下、「HER-SYS」という。）への入力を原則とし、入力環境が整わない等のやむを得ない場合に限り都様式による報告となります。入力項目の詳細は別紙1「HER-SYS入力及び発生届記載時の留意事項」を御確認ください。

また、保健所、都入院調整本部、東京都新型コロナ夜間入院調整窓口で入院調整を実施した場合は、入院先医療機関に対し、当該患者の発生届の提出の有無について連絡し、入院時点で発生届の提出がない患者については、発生届の作成を依頼してください。

（3）届出対象外患者について、発生届の提出が必要となる場合

診断時に【I】1(1)に定められた発生届の提出基準を満たしていない場合でも、療養期間中において、改めて医師が基準を満たすと診断した場合には届出が提出されることになります。

（4）配食・パルスオキシメーターの送付

発生届の対象者については、原則として、保健所の初回連絡の際に、配食・パルスオキシメーター貸与の希望を聞き取り、保健所から自宅療養者フォローアップセンター（以下「FUC」という。）へ東京都新型コロナウイルス感染者情報システム（以下、「MIST」という。）により配送を依頼してください。感染の急拡大期など、保健所における業務の効率化等によって初回連絡の際に配食・パルスオキシメーター貸与の希望を聞き取ることができない場合は、対象者に自宅療養サポートセンター（以下、「うちさぽ東京」という。）の配食・パルスオキシメーターの申込フォームを御案内ください。なお、WEB申込フォームの改修を近日中に予定しており、詳細は別途連絡します。

（5）健康観察・医療相談

ア FUCによる健康観察について

令和4年9月26日以降、FUCでの健康観察対象となる方は、

前掲【I】1(1)の①、②（入院待機者は除く）又は③（重症化リスクがあり、新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な方は除く）に該当する方のうち、以下

の要件すべて満たす方を対象とします。

(要件)

- ・基礎疾患がある場合は、薬剤の内服等で安定していること
- ・無症状又は軽症であること
- ・注意を要する食物アレルギーがないこと
- ・免疫抑制剤・抗がん剤を使用していないこと
- ・妊娠していないこと
- ・身の回りのことが一人できること
- ・日本語又は指定の11言語で会話可能であること

イ 医療機関による健康観察について

発生届が提出されている方については、発生届の対象者の限定化後においても、「診療・検査医療機関による健康観察等支援事業」において、協力医療機関の健康観察の対象となりますので、引き続き患者の状況を踏まえた医療機関との連携・調整をお願いいたします。

(6) 療養証明について

届出対象患者については、これまでどおり、My HER-SYS の療養証明書を活用することを原則としますが、紙による療養証明書の発行も引き続き可能です。

(届出対象外患者の取扱いは【II】2 (8) を御確認ください。)

【II】 届出対象外患者に関する事項

1 届出対象外患者の感染症法上の位置づけについて

令和4年9月26日以降、新型コロナウイルス感染症と診断されても、【I】1に定める患者以外は発生届が提出されませんが、当該届出対象外患者に対しても、陽性診断されたことをもって感染症法に基づく各種対応を担当保健所において実施することとなります。

(1) 届出対象外患者の担当保健所の考え方

最初の診断時点における患者の居所(※)を管轄している保健所が担当保健所として対応してください。

なお、療養中に患者の居所が移転した場合、移転先の居所に担当保健所も移管されますが、医療機関への入院や療養施設への入所となった場合については、引き続き、当初の担当保健所に対応いただくことになります。

【例】自宅療養中の届出対象外患者については、居住地保健所が担当となります。その後、療養中に体調が急変し、保健所管轄外の医療機関に入院した場合、発生届が医療機関管轄保健所宛に提出されますが、担当については引き続き居住地保健所になります。

※ 居所とは、住民登録の有無にかかわらず、生活の本拠または相当程度居住している場所。入院患者であれば入院先医療機関。

(2) 新型コロナウイルス感染症患者と診断されたことの確認について

届出対象外患者については、①東京都陽性者登録センター（以下、「陽性者登録センター」という。）へ申請し、新型コロナウイルス感染症患者と診断された場合や、②医療機関で陽性診断を受けた後に陽性者登録センターへ申請した場合は、ID管理情報の感染区分「濃厚接触者」として登録することとしており、HER-SYSで患者情報を確認いただくことが可能となります。

※ ID管理情報の感染区分は当面の間「濃厚接触者」となりますが、厚生労働省において新しい区分の設置を検討しているとのこと。

前記①、②以外は、担当保健所において当該患者が新型コロナウイルス感染症と診断された患者であるか特定を行うことが困難であるため、本人申告と書類・聞き取り情報をもって患者と推定し行政対応を実施してください。

ア 診断があった事実を確認する必要がある対応

- ①入院措置・勧告
- ②コロナウイルス治療薬の投与
- ③療養者からの診療依頼（電話・オンライン診療、往診）

イ 具体的確認方法

- ①新型コロナウイルス感染症と診断した医療機関に確認する
- ②本人が所持する陽性であることが確認できる資料で確認する

本人が所持する陽性であることが確認できる資料として、診療・検査医療機関が発行する検査結果報告書や、陽性者登録センターの結果通知メールなどが考えられます。

※ **体調急変により緊急の対応を要する場合並びに夜間、休診日及び医療機関逼迫時等医療機関への確認が困難な場合は、新型コロナウイルス感染症と医師から診断されている旨の本人の申告をもって患者と推定し、対応を開始してください。**

2 届出対象外患者の相談・療養体制について

届出対象外患者に対する都の相談・療養体制は以下の通りとなります。

（1）届出対象外患者を陽性診断した場合の医療機関での対応について

以下の場合について、当該患者の外来診療等の医療費は陽性診断以降公費負担の対象となります。

ア 診療・検査医療機関において陽性診断された患者

診療・検査医療機関で診断された届出対象外患者については、診療・検査医療機関より別紙2「患者配布用リーフレット」に基づき、陽性者登録センターへの登録方法を案内し、支援の希望がある場合は登録が必要であることを本人に診療・検査医療機関から伝えます。

イ 自己検査の陽性結果に基づき陽性者登録センターで登録された患者

（2）陽性者登録センターにおける患者情報登録について

陽性者登録センターの登録対象者は、届出対象外患者で、①医療機関を受診せず自己検査等で陽性になった方及び②医療機関で陽性の診断を受け、都が実施する支援を希望される方です。

陽性者登録センターで届出基準に該当する者から申請があった場合は、診療・検査医療機関への受診を促すこととしています。(陽性者登録センターでの発生届の提出は行いません。)

陽性者登録センターに当該患者の登録が無い場合、都が実施する支援のうち配食・パルスオキシメーターの送付、My HER-SYSによる健康観察、療養施設における療養の支援が受けられない場合があります。(相談は届出の有無に関わらず、うちさぼ東京で受け付けます。)

但し、聞き取りの状況等により特に必要がある場合には、保健所に対応をお願いすることがあります。

(3) 配食・パルスオキシメーターの送付

配食及びパルスオキシメーター貸与の申込は、陽性者登録センターへの登録が必要です。申込は、陽性者登録センターの登録と同時に受け付け、陽性の確認が取れた方に配送いたします。発生届対象外の方から希望があった場合には、陽性者登録センターへの登録を御案内してください。(今後、9月26日までに、登録時に希望される方が配食・パルスオキシメーターの申込ができるように、陽性者登録センターの登録画面の改修を行います。)

なお、配食・パルスオキシメーター貸与に係るお問い合わせについては、うちさぼ東京で承ります。

(4) 健康観察・医療相談

ア 陽性者登録センターへの登録の有無に関わらず、うちさぼ東京の一般相談・医療相談を利用することができます。体調変化時には、うちさぼ東京にて、療養者からの連絡を受け付けます。

イ FUCでは、陽性者登録センターへ登録した方のうち、健康観察の希望があつた方等を対象に、健康観察を実施します。

①FUCからのアラート架電に出ない方の安否確認、②救急要請を行ったものの入院に至らなかつた方の健康観察、③アラート架電時等に前掲【I】1(5)アの要件に該当しないことが確認された方の健康観察等については、発生届対象患者と同様に、保健所における対応をお願いいたします。

なお、FUCで健康観察を行う方については、HER-SYSのID管理情報の感染区分「濃厚接触者」として登録することとしているため、保健所においても、患者情報を確認することができます。

ウ 医療機関による健康観察について

発生届対象外患者は、「診療・検査医療機関による健康観察等支援事業」における健康観察の対象とはなりません。

(5) 療養施設における療養

宿泊療養施設・感染拡大時療養施設での療養を希望する患者については、陽性者登録センターへの登録を必要条件とした上で、患者から直接、宿泊療養調整本部の申込窓口にて

電話による申込みを受け付けます。申込時に陽性者登録センター未登録の患者には、受付をするとともに同窓口にて陽性者登録センターへの登録方法等を案内します。

なお、患者への健康状態等の聞き取りをはじめとする入所調整業務は、申込受付後、当該患者のセンター登録が確認できた時点で開始します。聞き取りの結果、基礎疾患があり重症化リスクが高い等の理由により宿泊療養施設への入所が難しいと判断された患者については、宿泊療養調整本部より【II】1（2）の担当保健所にご連絡いたします。

担当保健所におかれましては、患者に改めて聞き取りを行っていただき、入院が必要と判断した場合、発生届対象患者と同様に、保健所による入院調整又は東京都入院調整本部への入院調整依頼をお願いします。療養中に体調が悪化して入院となった場合は、搬送先の病院から発生届を提出していただくことになります。

（6）治療薬を投与可能な医療機関の案内

治療薬を投与可能な医療機関について、東京都福祉保健局ホームページにリストを公開していますので、患者への紹介に活用してください。また、コールセンターでは、オペレーターが患者からの問い合わせに直接対応しています。

- 東京都福祉保健局のホームページ

「診療検査・医療機関一覧」

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/corona_portal/soudan/hatsunetsugairai.html

※9月22日更新時に治療薬の種類ごとに投与状況を掲載します（以降、毎週金曜日更新）

- 治療薬コールセンター

03-5320-5909（年中無休・9時～17時）

（7）体調急変時の対応

ア FUCに医療相談があり、FUC医師の判断により救急搬送を助言した場合や、往診医が入院を要すると判断した場合には、発生届対象の方と同様に、入院調整をお願いいたします。

陽性者登録センターへの登録がされていない方については、FUCが陽性者登録センターに代わって、基本情報を聞き取り HER-SYSへの代行登録を行います。

イ 往診等について

陽性者（発生届の提出の有無に関わらず既に確定診断された者）に対して往診等が必要と判断した場合には、都が実施している「地域における自宅療養者等への医療支援強化事業」及び「自宅療養者への往診体制の強化事業」を発生届の対象者の限定化以降も引き続き活用することができます。

ただし、届出対象外患者が、往診等により「発生届の対象」（前掲【I】1（1）参照）と診断された場合、往診等をした医師において発生届の提出が必要になります。そのため、往診等を依頼するに際して、「発生届の対象」に該当する場合には発生届の提出が必要となることを予め医師に伝えてください。（ただし、患者の病状により救急要請となった場合には入院先の医療機関において発生届が提出されます。）

ウ 入院調整について

保健所が、FUC や患者本人等から連絡等を受け、入院が必要と判断した場合、発生届対象の方と同様に、保健所による入院調整又は東京都入院調整本部への入院調整依頼をお願いします。

東京都入院調整本部へ入院調整を依頼する場合、MIST に患者情報が登録されている必要があります。

陽性者登録センターへの登録者又は FUC が健康観察している患者の情報については、HER-SYS の ID 管理情報の感染区分「濃厚接触者」として情報が登録されており、この情報が MIST に取り込まれます。

陽性者登録センターに登録されていない患者や FUC で健康観察を行っていない患者など、MIST に情報が登録されていない患者については、保健所において患者情報を確認し、MIST に入力をお願いします。

また、夜間入院調整窓口における届出対象外患者の取扱いについては、従前の通り、調整依頼時点で HER-SYS への登録が確認できない患者であっても、患者からの申告に基づき、新型コロナウイルス感染症と診断された医療機関名、受診日及び診断日、検査方法及び検査結果が確認できる場合は、新型コロナウイルス感染症患者と推定し、入院調整を実施いたします。

エ 移送について

届出対象外患者についても、担当保健所による移送の対象となります。【II】1(2) でお示ししたとおり、陽性の診断を受けていることを確認することを原則としますが、体調急変により緊急の対応を要する場合並びに夜間、休診日及び医療機関逼迫時等医療機関への確認が困難な場合は、新型コロナウイルス感染症と医師から診断されている旨の本人の申告をもって患者と推定し、移送手段の手配をお願いします。

なお、届出対象外患者が救急要請をし、入院調整の結果として外来受診となる等、届出対象とならないまま帰宅する事例も想定されます。当該事例において、自家用車等の移動手段が確保できず、担当保健所において民間救急車を手配する場合は、公費（新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金）の対象として取り扱うことが可能ですが。

(8) 療養証明について

届出対象外患者については、保健所において療養証明書の発行は行いません。届出対象外患者に対しては、診療・検査医療機関が発行する検査結果報告書や、陽性者登録センターの結果通知メールなど、代替書類となりうる書類の活用を案内してください。

(9) 東京都新型コロナウイルス感染症情報システム（以下「MIST」という。）について

届出対象外患者の調整を円滑に行うため、9月26日から、MIST（東京都新型コロナウイルス感染者情報システム）に新機能を設けます（詳細は別紙3「MISTの運用変更」）。

<新機能の概要>

- ・陽性者登録センターに登録した患者情報の MIST への取り込み
- ・発生届や陽性者登録センターへの登録がない患者について、入院調整ができるよう、

【III】 届出対象及び届出対象外患者に関する共通事項

1 クラスター発生時の対応等について

(1) 即応支援チームについて

高齢者及び障害者入所施設において、発生届対象外患者を含むクラスターが発生した場合、即応支援チームの派遣が可能かどうかについては、別途通知するまでの間、都の担当までその都度ご確認ください。

(2) 施設の職員に対する集中的検査について

都の集中的・定期的検査を実施している高齢者入所施設、障害者入所施設、医療機関及び救護施設において職員に感染者が発生した場合、都が配布する抗原定性検査キットを用いて、全職員を対象とするスクリーニング検査を実施することが可能となっています。本検査は、集中的検査の取扱いとなります。

(3) 新型コロナウイルス感染症の集団発生事例の報告について

発生届対象外の事例も含め、引き続き令和4年7月28日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症の集団発生事例の報告について（依頼）」に基づき報告をお願いします。

2 届出対象外患者を含めた患者発生数の把握について

今後、新型コロナウイルス患者総数の報告及び集計については、医療機関において診断された、発生届対象者を含む全ての患者数について、年代別にHER-SYSによる報告が実施されます。

(1) 報道発表・死亡報告について

ア 新型コロナウイルス感染症の患者を診断した医師（医療機関）の報告（HER-SYSを基本とするが、入力環境が整わない等の事情がある場合は別紙4「新型コロナウイルス感染症患者日次報告様式」により報告）に基づき、日ごとの当該患者の総数及び日ごとの当該患者の年代別の総数を毎日公表することとなります。

イ 医療機関報告について、保健所で代行入力を実施される場合は土日祝日を含む毎日速やかに入力ををお願いします。

ウ 陽性者登録センターで陽性診断を受けた患者（医療機関で診断された方を除く）については、上記とは別に集計を行い、公表を実施します。

エ 発生届対象者について、不備等の確認はお願いします。

オ 死亡事例の報告については現行の対応を継続します。死亡の把握後は速やかに都まで報告をお願いします。

(2) 区市町村別患者数の公表について

参考として公表を行っている区市町村別患者数については、発生届の情報に基づき

集計しており、発生届限定化に伴い、患者発生数全体の情報の把握ができなくなることから、9月25日の発生届報告分をもって公表は終了となります。

(3) 都保健所管内市町村への陽性者情報の提供について

9月26日以降も、Smooth File を通じた情報提供を継続いたします。ただし、届出対象外患者については、陽性者登録センターに登録された情報を提供するため、提供情報は、①氏名、②住所、③連絡先、④生年月日、⑤性別、⑥発症日の6項目になります。(届出対象患者については、情報提供項目の変更は無く、これまで通りの情報提供となります。)

3 「みなし陽性」の取扱いについて

受診時に、同居家族などの感染者の濃厚接触者が有症状となった旨の申し出があった場合、医師の判断により検査を行わなくても臨床症状で診断を行い、届出の際は疑似症患者として届け出ることを可能とすることは、令和4年7月14日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大に伴う対応について（依頼）」によりお示ししていたところです。

この、いわゆる「みなし陽性」制度については、地域の感染状況に応じて、診療・検査医療機関への受診に一定の時間を要する状況となっている等の場合に、患者の症状や重症化リスク等に応じて、適切な医療の提供を確保することを目的に運用している制度です。

今般、抗原定性キットのOTC化に伴い薬局等で処方箋なしに入手が可能になったことや、届出対象外患者については、抗原定性キットの検査結果に基づき診療・検査医療機関を受診することなく、陽性者登録センターにおいて陽性者として登録し、各種支援につなげることができる体制が整ったことから、「みなし陽性」の適用をこれまでより限定化することといたしました。

都においては、9月26日以降、「みなし陽性」は陽性となった保護者の同居する子（小児）が発症するなど、抗原定性検査による自己採取が行えず、かつ診療・検査医療機関への受診が困難な場合にのみ適用を可能とします。

4 備考

国事務連絡（令和4年9月20日最終改正）において、HER-SYS の追加機能が実施されるまでの9月26日から29日の間、発生届対象外となる方の管理について、従来通り HER-SYS 上の発生届の提出画面を利用可能とする暫定的な運用が示されました。都において当該運用は、実施いたしません。

【担当者及び連絡先】

発生届の内容に関すること

福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課 防疫担当

電話：03-5320-4088

陽性者登録センターに関すること

福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課 保健所連携支援担当

電話：03-5320-5958

自宅療養サポートセンター（うちさぽ東京）に関すること

福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課 保健所連携支援担当

電話：03-5320-4272

自宅療養者フォローアップセンターに関すること

福祉保健局感染症対策部保健所支援推進担当

電話：03-5320-4268

宿泊療養に関すること

福祉保健局感染症対策部事業推進課宿泊施設担当

① 施設の運営：03-5320-4479（ホテル総括班）

② 入所調整：03-5320-4255（宿泊療養調整本部）

治療薬に関すること

福祉保健局感染症対策部事業推進課 抗体カクテル療法促進担当

電話：03-5320-5908

自宅療養者等への医療支援に関すること

福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課 保健所連携支援担当

電話：03-5320-5880

入院調整に関すること

福祉保健局感染症対策部事業推進課 情報連携担当

電話：03-5320-4211

医療費公費負担及び患者移送に関すること（検査に関することは除く）

福祉保健局感染症対策部計画課 指導調整担当

電話：03-5320-4381

東京都新型コロナウイルス感染症情報システム（MIST）に関すること

福祉保健局感染症対策部事業推進課医療体制担当

電話：03-5320-4543

即応支援チームに関すること

福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課感染症危機管理調整担当課長

電話：03-5388-3614

報道発表及び死亡報告に関すること

福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課 情報管理担当

電話：03-5320-4541

市町村への陽性者情報の提供に関すること

福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課 情報管理総括担当

電話：03-5320-7659

–自身や大切な人を守るために–

コロナの陽性が判明したとき

診療・検査医療機関で
診断を受けた場合

○発生届対象の方

保健所等からの連絡に従って療養してください。

- ・**65歳以上**の方
- ・**入院**をする方
- ・**妊婦**の方
- ・**重症化リスク**があり、かつ、**新型コロナ治療薬**又は**酸素投与**が必要な方

※入院や重症化リスク・治療については、医師の判断となります。

○発生届対象外の方

1. 療養中の支援を希望する方は**東京都陽性者登録センター**に登録

- My HER-SYS（マイハーシス）による健康観察
- 食料品やパルスオキシメーターの配達
- 都の宿泊療養施設（ホテル）等での療養

登録はこちら



登録には基本情報（氏名、年齢、住所等）と、身分証明書の写真と陽性の診断を受けたことがわかる書類（このチラシ下の記載も利用できます。）等が必要です。
登録方法にお困りの方は、**うちさぽ東京**にご相談ください。

2. 体調不安や療養中の困りごとは、**うちさぽ東京**へ相談

- 自宅療養中の体調不安や一般相談
- 東京都陽性者登録センターの登録に関してお困りの場合の相談
- 食料品配送、パルスオキシメーター貸与に関する問合せ

うちさぽ東京

0120-670-440 毎日：24時間

詳細はこちら



令和4年9月26日

(陽性と診断された方へ) 診断を受けた医療機関から聞き取った内容をご記入ください。
こちらは、陽性者登録センターに登録する際の書類として使用できます。
※都から医療機関に確認する場合があります。

S A M P L E

コロナの陽性が判明したとき

診療・検査医療機関で
診断を受けた場合

■ 療養期間について

ご自身で日付を記入し、療養の参考にして下さい→	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目
	月 日	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
自宅療養者 宿泊施設療養者	症状のある方	発症日	不要不急の外出自粓 (発症日を0日目として7日間)						療養解除	自主的な 感染予防行動の 徹底期間		
	症状のない方	検体採取日	不要不急の外出自粓 (検体採取日を0日目として7日間)					療養解除	自主的な 感染予防行動の 徹底期間	療養が解除されても、 ・症状がある方は10日 ・症状がない方は7日 経過するまで、 感染リスクがあるため、 自主的な感染予防行動の 徹底をお願いします。		

療養解除後の自主的な感染予防行動の例

- 健康状態の確認（検温など）
- マスクの着用
- 高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食を避ける

■ 東京都宿泊療養申込窓口

詳細は[こちら](#)

■ ホテル（宿泊療養施設）での療養を希望する場合に申込み

03-5320-5997 毎日：午前9時から午後4時まで



※発生届対象外の方は、事前に陽性者登録センターへの登録が必要です。

■ 東京都感染拡大時療養施設申込窓口

詳細は[こちら](#)

■ 感染拡大時療養施設での療養を希望する場合に申込み

無症状もしくは重症化リスクのない軽症の陽性者で、高齢者や子供などと同居し、家庭内感染の不安を抱える方などが対象の施設です。



03-4485-3726 每日：24時間

※発生届対象外の方は、事前に陽性者登録センターへの登録が必要です。

■ 療養証明について

発生届対象外の方に対しては、療養証明の発行は行いません。

診療明細書など、代替書類となる書類をご活用ください。

詳細は各サイトから
ご覧ください

■ 療養後、後遺症かなと思ったら



■ コロナ後遺症対応医療機関

後遺症が疑われる場合で、かかりつけの医療機関がない方等のために、都内の後遺症対応医療機関マップやリストを公表しています。



■ 都立病院のコロナ後遺症相談窓口

新型コロナウイルス感染症の治療や療養終了後も、呼吸の苦しさや味覚・嗅覚の異常などの症状がある方からの受診や医療に関する相談に対応しています。



■ 医療以外の各種相談窓口

後遺症による失業や生活困窮等といった生活全般の相談など、各分野の相談窓口をまとめた「各種相談窓口リスト」も公表しています。